

札幌市認知症介護基礎研修実施要綱

1 研修の目的

高齢者介護実務者に対し、認知症高齢者の介護に関する基礎的な研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的とする。

2 実施主体

札幌市又は認知症介護基礎研修の実施主体として知事が指定する法人若しくは団体

3 研修の種別

認知症介護基礎研修

4 研修内容

(1) 研修対象者

介護保険施設（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）、指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。）、指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）、指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。）又は指定地域密着型介護予防サービス事業者（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。）等（以下「介護保険施設・事業者等」という。）が当該事業を行う事業所（以下「介護保険施設・事業所等」という。）に従事する介護職員等とする。

(2) 実施内容

研修対象者に対して、別紙「札幌市認知症介護基礎研修標準カリキュラム」及び「札幌市認知症介護基礎研修シラバス」に基づき、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得するための研修を実施する。

(3) 実施方法

ア 研修は、原則としてeラーニング形式により行う。

なお、eラーニングによる実施が困難である場合は、集合型の講義・演習方式とすることができる。

イ 各科目の研修時間は、4（2）の標準カリキュラム以上の時間とすること。

ウ 各科目の研修を実施する順番は、4（2）の標準カリキュラムの順番とすること。

エ 集合型の講義・演習方式とする場合には、標準カリキュラムに合致したテキストを使用すること。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月14日から施行する。ただし、4における（2）及び（3）については、令和4年4月1日から適用する。